

令和3年度 京丹後市後期高齢者医療事業特別会計 決算概要

後期高齢者医療制度は、京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が主体となって運営し、市町村は資格や給付の申請受付、被保険者証の送付や保険料の徴収などの窓口事務を行います。

京丹後市後期高齢者医療事業特別会計では、歳入では被保険者から徴収する保険料等を計上し、歳出では窓口事務に係る経費と後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しています。

1 令和3年度後期高齢者医療事業特別会計決算の状況

令和3年度の後期高齢者医療事業特別会計の決算は、次のとおりです。

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
歳入総額	866,099	853,737	12,362	1.4%
歳出総額	861,023	850,831	10,192	1.2%
差引残額	5,076	2,906	2,170	74.7%

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6億1,294万8千円、使用料及び手数料5万9千円、一般会計繰入金2億4,879万7千円円、諸収入139万円となっています。

歳出は、被保険者証の交付等の総務管理費555万2千円、保険料の徴収等の徴収費189万9千円、特定健康診査事業費(人間ドック検査助成)113万円、京都府後期高齢者医療広域連合への納付金8億5,147万9千円を支出しました。

広域連合納付金については、前年度と比較して1,119万7千円の増額となっています。その内訳は保険料納付額が1,804万4千円の増額、保険基盤安定納付金額が684万7千円の減額となっています。

【令和2、3年度】

限度額 640,000円(平成30、令和元年度620,000円:20,000円増)
均等割 53,110円(平成30、令和元年度47,890円:5,220円増)
所得割 9.98%(平成30、令和元年度9.39%:0.59ポイント増)

2 後期高齢者医療制度の被保険者数

令和4年3月31日現在

被保険者数10,818人(京丹後市人口【52,451人】の20.6%)

《参考》令和3年3月末10,812人(【53,303人】の20.3%)

うち 100歳以上	130人(対前年:9人)
95歳~99歳	543人(対前年:11人)
90歳~94歳	1,439人(対前年:△22人)
85歳~89歳	2,406人(対前年:23人)
80歳~84歳	2,891人(対前年:56人)
75歳~79歳	3,341人(対前年:△63人)
65歳~74歳【障害】	68人(対前年:△8人)
(再掲) 社会保険の被扶養者であった被保険者数	83人(対前年:△31人)

《参考》京都府後期高齢者医療広域連合全体の被保険者数
384,868人(令和3年3月末376,197人)

3 歳入の主な状況

01 保険料

01 後期高齢者医療保険料 **612,948 千円**

京都府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療保険料は、令和3年度は均等割 53,110 円、所得割 9.98%となっています。

京丹後市の後期高齢者医療保険料の賦課総額と収入状況 (単位：千円)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収 (現年度分)	412,763	412,763	0	0	100.00%
普通徴収 (現年度分)	199,803	198,025	0	1,778	99.11%
現年度分小計	612,566	610,788	0	1,778	99.71%
普通徴収 (滞納繰越分)	4,451	2,160	130	2,161	48.52%
合計	617,017	612,948	130	3,939	99.34%

保険料の納付方法については、年金額が年 18 万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が対象年金の 1/2 を超えない場合、特別徴収（年金からの天引き）が基本ですが、納付方法の変更申出により口座振替による普通徴収を選択することができます。

調定額ベースで納付方法をみると、特別徴収が 67.38%、普通徴収が 32.62%となっています。

また、新型コロナウイルス感染症による主たる生計維持者の収入減少等一定の要件を満たした場合、保険料の減免を行いました。

- ・令和3年度分 15名：773千円

03 繰入金

01 一般会計繰入金 **248,797 千円**

01 事務費繰入金 **8,004 千円**

被保険者証送付や保険料徴収事務等にかかる繰入

02 保険基盤安定繰入金 **240,793 千円**

法律に基づく保険料の軽減に必要な財源を、保険基盤安定負担金繰入

負担割合	京都府 (3/4)	180,595 千円
	京丹後市 (1/4)	60,198 千円
	合計	240,793 千円

軽減対象者数	軽減額
7割軽減	5,491人 197,391千円
5割軽減	1,290人 33,448千円
2割軽減	862人 8,909千円
被扶養者軽減	54人 1,045千円
合計	7,697人 240,793千円

05 諸収入 **1,390 千円**

01 延滞金 75 千円

02 保険料還付金 963 千円

※過年度保険料還付金に対する京都府後期高齢者医療広域連合からの補填。

03 預金利子 1 千円

04 雑入 351 千円

- ・京都府後期高齢者医療広域連合市町村との連携強化事業補助金
- ・京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金

4 歳出の主な状況

01 総務費

01 総務管理費 5,552 千円

《被保険者証の送付等の事務に係る経費》

会計年度任用職員報酬	216 千円
会計年度任用職員費用弁償	5 千円
消耗品費（事務用品）	16 千円
印刷製本費	16 千円
通信運搬費（保険証等郵送料）	4,716 千円
広域連合システム保守委託料	63 千円
町村会業務システムサポート負担金	520 千円

※被保険者証は、8月1日から翌年7月末日までの1年間を有効期限として、毎年7月に一斉更新。

02 徴収費 1,899 千円

《後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費》

印刷製本費（保険料決定通知書等）	387 千円
通信運搬費（通知書等郵送料）	1,199 千円
公金取扱手数料（口座振替等）	279 千円
振込手数料	2 千円
指定金融機関派出業務負担金	32 千円

※保険料は毎年7月に広域連合で賦課決定され、普通徴収は、7月から翌年3月までの9期納付。
特別徴収は、年金支給月に年金から天引き。4月・6月・8月は仮徴収、10月・12月・2月で本徴収（精算徴収）。
7月に保険料決定通知書を送付。

02 後期高齢者医療広域連合納付金

01 後期高齢者医療広域連合納付金 851,479 千円

保険料納付金	610,686 千円
特別徴収保険料納付金	411,825 千円
普通徴収保険料納付金	198,861 千円
保険基盤安定納付金	240,793 千円

※保険料納付金は3月末までに収納した額を納付しており、出納整理期間中の収納分は、翌年度に納付。

03 保健事業費

01 特定健康診査等事業費 1,130 千円

01 短期総合機能検査事業

通信運搬費（受診券郵送料）	3 千円
人間ドック検査委託料	1,127 千円（30人受診）

05 諸支出金

01 償還金及び還付加算金 963 千円

01 保険料還付金	963 千円
保険料還付件数	137 件

後期高齢者医療保険料の軽減対策

所得の低い方に対する軽減措置

○被保険者均等割額の軽減

所得の低い方については、世帯（被保険者全員と世帯主）の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されています。しかし、後期高齢者医療制度を持続可能なものとするために見直しが行われ、軽減特例は段階的に縮小されています。

（令和3年度均等割軽減）

軽減割合	総所得金額等（被保険者全員＋世帯主の合計額）が下記の基準を超えない世帯
7割軽減	基礎控除額【43万円】＋10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	基礎控除額【43万円】＋28.5万円×被保険者の数＋10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	基礎控除額【43万円】＋52万円×被保険者の数＋10万円×（給与所得者等の数-1）

（均等割額の段階的縮小）

第6期・保険料改定		第7期・保険料改定	
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
9割軽減	8割軽減	7割軽減（本則）	
8.5割軽減		7.75割軽減	7割軽減（本則）

※旧9割軽減対象者については、年金生活者支援金の支給開始（令和元年10月）に合わせて段階的に軽減割合の見直しが行われています。また、旧8.5割軽減対象者については、その多くが年金生活者支援金が支給されないことを踏まえ、激変緩和のため令和元年度は8.5割軽減に据え置かれていましたが、令和2年度から見直しをされています。

速報値

令和3年度後期高齢者医療制度における京丹後市の状況

医療給付費（京丹後市分）

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和2年度
療養給付費（A）	8,636,838	8,444,305
療 養 費	38,263	38,022
高額療養費	375,861	356,069
高額介護合算	10,459	9,655
合 計	9,061,421	8,848,051

(A) 令和3年度 療養給付費の内訳

区 分	件数（件）	給付額（千円）
入 院	9,983	4,764,961
入 院 外	120,299	2,799,945
歯 科	19,633	261,014
調 剤	34,741	633,399
食事・生活療養		139,327
訪問看護	611	38,192
傷病手当金	0	0
合 計	185,267	8,636,838

※広域連合が、令和3年3月～令和4年2月診療及び令和3年4月～令和4年3月支給決定で支出した給付費のうち京丹後市の被保険者分を抽出したものです。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請はなく給付はありませんでした。

※数値は速報値であり、変更となる場合があります。